



2021（令和3年度）

中心市街地活性化ハンドブック

国土交通省都市局まちづくり推進課

はじめに

中心市街地活性化制度は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）」に基づき、市町村が策定した「中心市街地活性化基本計画」について内閣総理大臣が認定を行う制度です。

本ハンドブックは、中心市街地の活性化に関する法律に基づく業務に取り組むうえで、その柱となる内閣府作成の中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルや、認定と連携した国土交通省の主な支援措置を掲載しております。

また、「中心市街地の活性化に関する法律」に係る理念や重要な改正についての概要も掲載しております。

実務に携わる皆さまのお手元に置いていただき、日々の業務のお役に立てていただければ幸いです。

